

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立成人病センターに新病棟を開棟することに伴い、成人病センターの病床数を改めるとともに、使用料について、病室の種別を改めるため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 成人病センターの病床数を535床とすることとします。（別表第1関係）
- (2) 使用料について、病室の種別を改めることとします。（別表第3関係）
- (3) この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略 別表第1（第3条関係）				本則および付則 省略 別表第1（第3条関係）			
名称	位置	業務内容	病床数	名称	位置	業務内容	病床数
滋賀県立成人病センター	守山市守山五丁目	(1) 成人病の予防に関すること。 (2) 成人病の専門的医療に関すること。 (3) 成人病の専門的健康相談および保健指導に関すること。 (4) 成人病の調査研究に関すること。 (5) 成人病の教育研修に関すること。 (6) 専門的リハビリテーション医療に関すること。	541床	滋賀県立成人病センター	守山市守山五丁目	(1) 成人病の予防に関すること。 (2) 成人病の専門的医療に関すること。 (3) 成人病の専門的健康相談および保健指導に関すること。 (4) 成人病の調査研究に関すること。 (5) 成人病の教育研修に関すること。 (6) 専門的リハビリテーション医療に関すること。	535床

滋賀県立小児保健医療センター	守山市守山五丁目	<p>(1) 小児の保健に関すること。</p> <p>(2) 専門的な療育相談、発達相談および小児の保健指導に関すること。</p> <p>(3) 小児の専門的医療および機能訓練に関すること。</p> <p>(4) 小児保健医療の調査研究に関すること。</p> <p>(5) 小児保健医療の教育研修に関すること。</p>	100床
滋賀県立精神医療センター	草津市笠山八丁目	<p>(1) 精神的健康の保持および増進に関すること。</p> <p>(2) 精神障害者等の専門的な医療に関すること</p> <p>(3) 精神障害者等の社会復帰を促進するため</p>	123床

滋賀県立小児保健医療センター	守山市守山五丁目	<p>(1) 小児の保健に関すること。</p> <p>(2) 専門的な療育相談、発達相談および小児の保健指導に関すること。</p> <p>(3) 小児の専門的医療および機能訓練に関すること。</p> <p>(4) 小児保健医療の調査研究に関すること。</p> <p>(5) 小児保健医療の教育研修に関すること。</p>	100床
滋賀県立精神医療センター	草津市笠山八丁目	<p>(1) 精神的健康の保持および増進に関すること。</p> <p>(2) 精神障害者等の専門的な医療に関すること</p> <p>(3) 精神障害者等の社会復帰を促進するため</p>	123床

		の生活の訓練および指導に関すること。 (4) 精神障害者等の医療の調査研究に関すること。	
--	--	---	--

		の生活の訓練および指導に関すること。 (4) 精神障害者等の医療の調査研究に関すること。	
--	--	---	--

別表第2 省略

別表第3 (第7条関係)

使用料

種別		区分	金額
個室	特別室	1日につき	円 16,500
	緩和ケア特別室	21平方メートル以上のもの	同 8,250
		21平方メートル未満のもの	同 7,200
	その他の個室(緩和ケア室を除く。)	21平方メートル以上のもの	同 7,700
		16平方メートル以上21平方メートル未満のもの	同 5,150
		16平方メートル未満のもの	同 3,150
	2人室	1人1日につき	3,100
	非紹介患者初診加算料	初診料算定1回につき	2,100

別表第2 省略

別表第3 (第7条関係)

使用料

種別		区分	金額
個室	滋賀県立成人病センター	特別室	1日につき 円 16,500
		一般個室	同 7,700
		緩和ケア個室A	同 8,250
		緩和ケア個室B	同 7,200
	滋賀県立小児保健医療センター	個室	同 3,150
	非紹介患者初診加算料	初診料算定1回につき	2,100

長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）	1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の8を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
滋賀県立成人病センター駐車場	1台1日1回	1時間につき

長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）	1日につき	長期入院について厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の8を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額
障害児通所支援	同	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
滋賀県立成人病センター駐車場	1台1日1回	1時間につき

	につき	100円。ただし、8時間を超える場合は、800円
--	-----	--------------------------

手数料 省略

注1～5 省略

	につき	100円。ただし、8時間を超える場合は、800円
--	-----	--------------------------

手数料 省略

注1～5 省略